

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成28年 5月13日	
【会社名】	日本研紙株式会社	
【英訳名】	NIHON KENSHI CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	取締役社長 金行 和則	
【本店の所在の場所】	大阪市西区京町堀一丁目3番13号	
【電話番号】	(06) 6225 - 3361 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 久保 妥	
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区京町堀一丁目3番13号	
【電話番号】	(06) 6225 - 3361 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 久保 妥	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	299,924,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	3,092,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

（注）1 本有価証券届出書による募集（以下「本募集」といいます。）は、平成28年5月13日開催の当社取締役会決議によります。

2 本第三者割当増資は、Mipox株式会社（以下「Mipox」といいます。）が平成28年5月13日公表予定の当社普通株式を対象とする公開買付け（公開買付期間：平成28年5月16日から平成28年6月24日まで、買付価格：97円、買付予定数の上限：なし、買付予定数の下限：5,784,000株。以下「本公開買付け」といいます。）の成立を条件とします。ただし、本公開買付けが成立した場合においても、当社が本第三者割当増資以外の第三者割当増資を実施した場合、又は第三者による当社株式に対する公開買付けが開始され、これを受けてMipoxが本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を引き上げたことによりやむを得ず本第三者割当増資を引き受けることができなくなる場合には、本第三者割当増資が実施されない場合があります（以下「本第三者割当増資非実施時」といいます）。

3 当社株式は、本有価証券届出書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、Mipoxは本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立及び本第三者割当増資の払込みが完了した時点、又は本第三者割当非実施となる時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、本第三者割当増資の払込みが完了した後に、後記「7 株式併合等の予定の有無及び内容」に記載の手続きを実施し、Mipoxが当社株式の全てを取得することを予定していますので、当該手続きが実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は所定の手続きを経て上場廃止となり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合における、Mipoxによる当社株式の全ての取得の詳細については、後記「7 株式併合等の予定の有無及び内容」をご参照ください。

4 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	3,092,000	299,924,000	151,508,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	3,092,000	299,924,000	151,508,000

（注）1 本募集は、Mipoxを割当先として行う第三者割当（以下「本第三者割当増資」といいます。）の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の総額は、148,416,000円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株式単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
97	49	1,000	平成28年5月30日～ 平成28年6月30日	-	平成28年7月1日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
 3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本研紙株式会社 本社	大阪市西区京町堀一丁目3番13号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪営業部	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
299,924,000	8,700,000	291,224,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。
 2 発行諸費用の内訳は登録免許税等登記関連費用、弁護士費用、有価証券届出書作成費用等です。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおり予定しております。なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
ITシステムの導入	100,000	平成28年10月～平成28年12月
海外展開の推進等に係る運転資金	191,224	平成28年10月～平成29年9月

ITシステムの導入

Mipoxが既に導入している会計、販売管理、生産管理等を統合的に管理し、経営の効率化を図るためのITシステム(SAP(企業の経営資源を有効に活用し経営を効率化するために、基幹業務を部門ごとではなく統合的に管理するためのソフトウェアパッケージ。)・Salesforce・Waves・Pardot等)を当社に導入し、生産効率の向上、間接コストの削減等の業務の効率化を図り、もって企業価値の向上に資する目的でITシステムの導入費用を予定しております。なお、当該ITシステムの導入に係る金額につきましては、初期導入に伴う支援コンサルティング費用及びライセンス購入費用及びその他のハードウェアの更新等の見積額を見込んでおります。

海外展開の推進等に係る運転資金

今後、Mipoxが有する海外販路網を利用して海外売上を増加させる計画であり、当該計画を実行するためには製品の増産が不可欠であるが、当該海外売上に係る代金回収までの期間に必要な原材料の購買費用や諸経費といった運転資金が必要となるため、当該計画の実行に必要な運転資金への充当を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	Mipox株式会社
本店の所在地	東京都立川市曙町二丁目34番7号 ファーレイーストビル6階
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第85期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日) 平成27年6月26日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第86期第1四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日) 平成27年8月7日 関東財務局長に提出 事業年度第86期第2四半期(自平成27年7月1日至平成27年9月30日) 平成27年11月6日 関東財務局長に提出 事業年度第86期第3四半期(自平成27年10月1日至平成27年12月31日) 平成28年2月5日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定者との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	割当予定者との間で取引関係があります。

(注) 本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、本有価証券届出書提出日現在、研磨布紙及びその他研磨材製商品の製造販売を行っており、当社グループは、当社及び連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社で構成されています。当社は、昭和7年の創業以来、耐水研磨紙の開発・製造・販売を開始し、昭和36年に大阪証券取引所市場第二部（現在の東京証券取引所市場第二部）に株式を上場、昭和63年には住友石炭鉱業株式会社（現住石マテリアルズ株式会社）と新製品の開発及び販売協力を内容とする業務提携契約を締結（平成21年10月には昭和63年の契約内容をダイヤ製品等の開発及び販売に限定した覚書に変更。）いたしました。近年は、中国において研磨布紙等半製品の加工を行うために、江蘇省昆山市に台湾資本との合弁子会社である昆山正日研磨料有限公司（以下「昆山正日研」といい、本有価証券届出書提出日現在、当社の特定子会社）を平成16年に設立し、また、平成23年には江蘇省常州市に新たな生産子会社である常州日研磨料有限公司（本有価証券届出書提出日現在の商号は常州理泰日新研磨材料有限公司となっております。以下「常州日研」といいます。）を設立し、中国、インドネシア、フィリピンなどの東南アジアへの販路を展開しております。当社は、独自技術の研鑽と蓄積により、多彩な研磨材を各種産業界へ提供し、研磨布紙の総合メーカーとしての地位を築き着実に業績の向上を実現してまいりました。

しかしながら、平成24年12月期にハイテク向け受注が市場競争激化により減少した影響や、中国からの電子部品向け受注が前期の大幅増の反動により落ち込んだため、連結ベースの売上高が前期比18.3%減少の3,296百万円となり、55百万円の当期純損失を計上する事態となりました。平成25年12月期及び平成26年12月期においても、海外市場の販売競争激化により収益性が悪化した影響を受け、当社は当期純損失479百万円を計上し、平成26年12月期には期末配当を見送りました（なお、当社は中間配当制度を採用しておりません。）。さらに、当社は、平成23年4月に設立した常州日研の業績不振により、平成27年6月に常州日研に対する当社の100%の出資持分のうち70%を中国の研磨布紙メーカーへ譲渡し、常州日研を当社の持分法適用関連会社といたしました。また、常州日研の今後の業績予測に基づいて同社資産の減損損失を計上し、当社の持分相当額について持分法による投資損失に含めて計上したこと、さらに、昆山正日研の会社事業の見直しも踏まえ、著しく収益性が低下したたな卸資産の一部についてたな卸資産評価損を計上したこと等により、平成27年12月期における当社の当期純損失は平成26年12月期の479百万円から768百万円に拡大し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

こうした状況の中、当社は、平成27年6月22日に取引金融機関向け説明会を開催し、今後の経営計画等について説明を行うとともに、平成27年8月末日までに返済期限が到来する借入金について、元本を返済猶予すること及び与信残高の維持等の金融支援要請を行いました。その後、金融支援要請について取引金融機関に同意頂き、平成27年8月25日、12月22日及び平成28年2月24日に取引金融機関向け説明会を開催し、今後の経営改善策及び当社グループの現状の収益に見合った返済計画等について説明を行うなど継続的に金融支援要請を行い、本有価証券届出書提出日現在、平成28年9月までの返済条件の緩和等金融支援について取引金融機関に同意頂いております。

このような中で、当社は、かねてから研磨業界において製品の相互補完を目的とした取引関係があったMipoxが厳しい環境が続く研磨市場において当社の競争力を高めていく上で最適な相手であると考え、Mipoxに対し、平成27年12月上旬に支援要請を行いました。Mipoxは当社の置かれている状況を認識する一方で、かねてからの成長戦略としてMipoxの主力製品である研磨フィルムと重複しない研磨布紙事業への参入を検討していたところ、当社とMipoxとの協業の可能性について本格的に検討を開始したとのこと。かかる検討を踏まえ、平成28年1月中旬、Mipoxは、当社に対し、Mipoxを引受先とする当社による第三者割当増資の実施を提案し、さらに当社に対して公開買付けを実施して子会社化することも検討している旨の説明をしたところ、当社は、金融機関からの新規での資金調達が困難な状況において、資金注入による当社の財務基盤の安定化が急務であり、また、Mipoxとの連携を強化することで当社の企業価値向上に資する可能性が高いとの判断から、Mipoxに対し、平成28年1月中旬に公開買付けを実施する可能性も含めMipoxの提案を前向きに検討する旨の回答を行いました。そして、当社及びMipoxは本公開買付け及び本第三者割当増資を通じて、Mipoxが当社の発行済株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社をMipoxの完全子会社とする取引（以下「本取引」といいます。）に関する具体的な手続きに入り、Mipoxは当社に対して平成28年2月下旬から平成28年3月上旬までデュー・ディリジェンスを実施し、平成28年3月25日にMipoxは当社に本取引に関する意向表明書を提出しました。

その後も当社はMipoxとの間で本取引に関する協議・検討を重ねた結果、厳しい環境が続く研磨市場において競争力を高め確固たる体制を構築できることに加え、当社とMipoxが緩やかな提携に留まらず相互に緊密に連携することで両社の経営資源を融合・有効活用し、迅速な意思決定や経営判断に基づいた企業価値向上のための機動的な施策の遂行や効率的な業務執行が可能になり、ひいては両社の収益成長力を最大限に発揮することが可能になると考え、結果的に、本取引は、当社及びMipoxの企業価値向上にも資することから、Mipoxが当社を完全子会社化することが最良の選択であると判断し、平成28年5月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、資本増強についてかねてから検討を進めていたところ、Mipoxが本第三者割当増資を通じて、当社に資金注入することにより当社の財務基盤の安定が図られつつ、本取引による当社とMipoxとの間の相乗効果を実現させるための当社におけるITシステムの導入（Mipoxとの業務の効率化を図り、もってコスト削減に資する目的で導入するITシステム（SAP（企業の経営資源を有効に活用し経営を効率化するために、基幹業務を部門ごとではなく統合的に管理するためのソフトウェアパッケージ。）・Salesforce・Waves・Pardot等）の費用）及び海外展開の推進等に係る運転資金（Mipoxが有する海外販路網を利用した海外売上を増加させるために必要となる運転資金）に充当するのに有効であると判断するに至り、本第三者割当増資により当社が発行する3,092,000株（希薄化後比率：1）全てについて、Mipoxが引受ける旨についても平成28年5月13日開催の取締役会において併せて決議いたしました。

- 1 当社第1四半期決算短信に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数（10,246,500株）に、Mipox増資引受株数（3,092,000株）を加算した数（13,338,500株）に占める割合は23.18%です。また、当社第1四半期決算短信に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数（10,246,500株）から同日現在の当社が所有する自己株式（25,730株）を控除した株式数（10,220,770株）に、Mipox増資引受株数（3,092,000株）を加算した数（13,312,770株）に占める割合は23.23%です。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 3,092,000株

e 株券等の保有方針

当社は、Mipoxが当社株式を長期に保有する意向であることをMipoxから口頭で確認しております。なお、当社は、Mipoxから、払込期日より2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容を公衆縦覧に供する旨の確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるMipoxの資金等の状況について、当社は、Mipoxより、本公開買付けが成立した場合における本公開買付けに係る決済及び本第三者割当増資により当社が発行する新株を引受ける際の払込みに要する資金に使用するため、株式会社みずほ銀行から合計1,600,000千円を上限として借入れを行うことを予定している旨の説明をMipoxから受けており、Mipoxが株式会社みずほ銀行から取得した、1,600,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の平成28年5月13日付融資証明書を確認しております。これにより、Mipoxが本第三者割当増資の払込みに要する資金を払込期日において確保できることを確認できたため、本第三者割当増資に対する払込みについての確実性に問題はないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるMipoxは、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場しており、Mipoxが東京証券取引所へ提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」中の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「当社は、法令及び社会的に公正と認められるルールを尊重し遵守することを行動規範とし、反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応をとることを基本方針としております。」との記載内容を東京証券取引所のウェブサイトにて確認したことにより、当社は、割当予定先及び割当先の役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）ではなく、特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

払込金額につきましては、Mipoxとの協議により、本公開買付けにおける買付価格と同額の97円といたしました。

なお、当該払込金額は、本第三者割当増資に係る平成28年5月13日開催の当社取締役会決議日の直前営業日（平成28年5月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値88円に対し10.2%のプレミアム、上記取締役会決議日の直前1ヶ月間（平成28年4月13日～平成28年5月12日）の終値の単純平均値90円に対し7.8%のプレミアム、同3ヶ月間（平成28年2月15日～平成28年5月12日）の終値の単純平均値85円に対し14.1%、同6ヶ月間（平成27年11月13日～平成28年5月12日）の終値の単純平均値91円に対し6.6%のプレミアムとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）（以下「日証協指針」といいます。）においては、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であることと規定されているところ、本第三者割当増資における払込金額である97円は日証協指針に準拠しているとともに、当社が本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及びMipoxから独立した第三者算定機関である松村公認会計士事務所から取得した平成28年5月13日付け株式価値算定の結果（市場株価法：85円～91円、DCF法：65円～96円）に鑑みても合理的であり、特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

なお、平成28年5月13日開催の当社取締役会に出席した監査役1名（社外監査役）が、上記算定根拠による払込金額の決定は、日証協指針に準拠しており、当該払込金額は妥当であり、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による発行新株式数は、3,092,000株であり、同株式に係る議決権の数は3,092個です。また、当社発行済株式総数は10,246,500株、同株式に係る平成28年3月31日時点における議決権の数は10,170個であることから、当社が本第三者割当増資により発行する株式の数3,092,000株は上記発行済株式総数の30.2%、本第三者割当増資により増加する議決権数3,092個は上記総議決権数の30.4%です。したがって、本第三者割当増資によって、本第三者割当増資の実施前の既存株主の株式について、発行済株式総数ベースで30.2%、議決権数ベースで30.4%の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達、当社の財務基盤の安定が図られ、また、本取引による当社とMipoxとの間の相乗効果を実現させるための当社における海外売上やMipoxとの製品の相互補完により売上を伸ばす際に必要となる運転資金に充当するのに有効であると判断するものであり、また、本取引を通じてMipoxの完全子会社となることは、当社の企業価値向上にも資すると見込まれるとともに、本第三者割当増資による株式発行の規模は、本第三者割当増資が前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」におけるITシステムの導入及び海外展開の推進等

に係る運転資金に必要となる範囲で行うものであり、かつ、本公開買付けによりMipoxが当社の普通株式を取得する株式数と合わせて、Mipoxの当社に対する本第三者割当増資後の持株割合が3分の2以上となるように設定したものであることに照らせば、本第三者割当増資の目的に照らして必要な限度で行われるものであります。加えて、本第三者割当増資における払込金額は、平成28年5月13日開催の当社取締役会決議日の直前営業日である平成28年5月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値88円に対し10.2%のプレミアムを加えたものであり、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても、本第三者割当増資は相当であると考えております。

なお、上記のとおり、本第三者割当増資の実行は、本第三者割当増資非実施時を除き、本公開買付けが成立することを前提条件としており、本第三者割当増資と本公開買付けには一定の関連性が認められるため、当社は、当社取締役のうち本公開買付け及び本第三者割当増資に関して利益相反の可能性のある取締役を除いて、本第三者割当の実施に係る決議を行っております。すなわち、当社取締役のうち金行和則氏、久保妥氏及び宇田吉孝氏は、Mipoxとの間で本公開買付けに応募する旨の契約を締結しているため、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役（以下「特別利害関係人」といいます。）に該当する可能性が否定できず、利益相反のおそれを回避する観点から、これらの各取締役は、当社の取締役会における本第三者割当増資に関する審議及び決議には参加せず、平成28年5月13日開催の取締役会においては、上記3名の当社取締役を除く社外取締役1名（宇田耕氏）が出席し、本第三者割当増資を実施する旨の上記決議を行っております。一方で、金行和則氏、久保妥氏及び宇田吉孝氏が特別利害関係人に該当しない可能性も考慮して、当社取締役会決議に係る定足数確保の観点から、上記の取締役会決議を行った後に、金行和則氏、久保妥氏及び宇田吉孝氏を含む当社取締役全員によって改めて審議を行い、その全会一致により、本第三者割当増資を実施する旨の上記決議を行っております。また、当社の監査役4名のうち、宇田憲二氏、青山富夫氏及び藤井英喜氏はMipoxとの間で本公開買付けに応募する旨の契約を締結していること、また、藤井英喜氏はMipoxとの間で本公開買付けに応募する旨の契約を締結している旭興株式会社の株式14,550株及び西武株式会社の株式40,000株を保有していることから、利害関係がある者として当社取締役会には出席しておりませんが、これらの3名を除いた1名の社外監査役（中安正氏）が当社取締役会に出席し、当社取締役会が上記の決議を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

以上のとおり、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じてMipoxの子会社となることによって、中長期的には、上記持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る当社の企業価値の向上につながるものと考えられるため、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

前記のとおり、本第三者割当増資による発行新株式数は、3,092,000株であり、同株式に係る議決権の数は3,092個です。また、当社発行済株式総数は10,246,500株、同株式に係る平成28年3月31日時点における議決権の数は10,170個であることから、当社が本第三者割当増資により発行する株式の数3,092,000株は上記発行済株式総数の30.2%、本第三者割当増資により増加する議決権数3,092個は上記総議決権数の30.4%となります。

このため、本第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23-6）a」に規定する第三者割当により割り当てられる株式に係る議決権の数を提出者の総株主の議決権の数から加算議決権を控除した数で除した数が0.25以上となる場合に該当することから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限が5,784,000株（当社発行済株式総数に係る平成28年3月31日時点における議決権の数である10,170個の56.9%）に設定されていることから、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済（決済の開始日：平成28年7月1日）によってMipoxは当社の支配株主に該当することとなり、本第三者割当増資の払込はMipoxの支配株主たる地位に影響を与えるものではありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Mipox	東京都立川市曙町二丁目34番7号 ファーレイストビル6階	0	0.00	3,092,000	23.31
長瀬産業(株)	東京都中央区日本橋小舟町5-1	550,700	5.41	550,700	4.15
旭興(株)	大阪市西区西本町1丁目11-8	511,000	5.02	511,000	3.85
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	506,000	4.98	506,000	3.82
(株)りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2-1	480,000	4.72	480,000	3.62
宇田 吉孝	大阪府箕面市	392,500	3.85	392,500	2.96
日新火災海上保険(株)	東京都千代田区神田駿河台2丁目3	344,930	3.38	344,930	2.59
宇田 憲二	大阪府富田林市	290,332	2.85	290,332	2.19
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	200,000	1.97	200,000	1.51
クレトイシ(株)	東京都港区浜松町2丁目1-5	150,000	1.47	150,000	1.13
計	-	3,425,462	33.66	6,517,462	49.13

- (注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、Mipoxを除き、平成28年3月31日時点での株主名簿をもとに作成したものであります。
- 2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、本第三者割当増資による変動を反映しております。
- 3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
- 4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社の平成28年3月31日時点における総議決権数である10,170個に、本第三者割当増資によって割り当てられる株式に係る議決権を加算した後の総議決権数13,262個に対する割合であります。
- 5 Mipoxによる平成28年5月13日付け「日本研紙株式会社に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」によれば、Mipoxは、本公開買付けに際し、上記大株主のうち、長瀬産業株式会社、旭興株式会社、宇田吉孝氏及び宇田憲二氏（以下総称して「本応募予定株主」といいます。）との間で、本応募予定株主が所有する当社株式の全部について本公開買付けに応募する旨の契約を締結しているとのことです。したがって、本応募予定株主が本公開買付けに応募し、かつ本公開買付けが成立した場合、本応募予定株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は0%となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

（大規模な第三者割当を行うこととした理由）

当社は、前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本取引により研磨市場における当社の事業展開の拡大が可能となるだけでなく、当社とMipoxとの間の相乗効果の実現により当社及びMipoxの企業価値向上にも資することから、Mipoxが当社を完全子会社化することが最良の選択であると判断しました。また、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、資本増強についてかねてから検討を進めていたところ、Mipoxが本第三者割当増資を通じて、当社に資金注入することにより当社の財務基盤の安定が図られ、また、本取引による当社とMipoxとの間の相乗効果を実現させるための当社における海外売上やMipoxとの製品の相互補完により売上を伸ばす際に必要となる運転資金に充当するのに有効であると判断するに至り、本第三者割当増資を実施することといたしました。

以上のとおり、本第三者割当増資の目的の一つは、当社の財務基盤の安定化であるところ、当社は、金融機関等からの借入れ等の負債による資金調達では有利子負債の圧縮による財務基盤の安定化を図ることはできないと判断しております。

また、当社は、本取引を通じてMipoxの完全子会社となることで、Mipoxが有する海外販売網を利用した当社製品の海外販路拡大、製品の相互補完による製品ラインナップの強化、異なる得意分野を活かした成長と技術革新が続く自動車業界への交渉力強化、ITシステムやグループ内製化を活用したコスト削減による財務体質強化、

国内における複数生産拠点体制の構築によるBCP（事業継続計画）の強化等により、更なる収益基盤強化が可能になると見込まれるため、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オフリング等ではなく、本取引を達成するために、Mipoxに対する第三者割当増資の方法によること、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると認識しております。

従いまして、当社は、中長期的な企業価値向上という観点から、財務基盤の安定化及び収益基盤強化を図ることができる資金調達手段として第三者割当増資が合理的であると判断いたしました。

（既存株主への影響についての取締役会の判断の内容）

前期「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資による発行新株式数は3,092,000株であり、同株式に係る議決権の数は3,092個であり、当社発行済株式総数は10,246,500株、同株式に係る平成28年3月31日時点における議決権の数は10,170個であることから、当社が本第三者割当増資により発行する株式の数3,092,000株は上記発行済株式総数の30.2%、本第三者割当増資により増加する議決権数3,092個は上記総議決権数の30.4%です。したがって、本第三者割当増資によって本第三者割当増資の実施前の既存株主の株式について、発行済株式総数ベースで30.2%、議決権数ベースで30.4%の希薄化が生じることになります。

しかしながら、前期「3 発行条件に関する事項（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達は、当社の財務基盤の安定が図られ、また、本取引による当社とMipoxとの間の相乗効果を実現させるための当社における海外売上やMipoxとの製品の相互補完により売上を伸ばす際に必要となる運転資金に充当するのに有効であると判断するものであり、また、本取引を通じてMipoxの完全子会社となることは、当社の企業価値向上にも資すると見込まれるとともに、本第三者割当増資による株式発行の規模は、本第三者割当増資が前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」におけるITシステムの導入及び海外展開の推進等に係る運転資金に必要となる範囲で行うものであり、かつ、本公開買付けによりMipoxが当社の普通株式を取得する株式数と合わせて、Mipoxの当社に対する本第三者割当増資後の持株割合が3分の2以上となるように設定したものであることに照らせば、本第三者割当増資の目的に照らして必要な限度で行われるものであります。加えて、本第三者割当増資における払込金額は、平成28年5月13日開催の当社取締役会決議日の直前営業日である平成28年5月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値88円に対し10.2%のプレミアムを加えたものであり、当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても、本第三者割当増資は相当であると考えております。なお、本第三者割当増資に係る当社取締役会の決議方法については前期「3 発行条件に関する事項（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであります。

以上のとおり、当社は、本第三者割当増資は、それを通じて当社の企業価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本取引を通じてMipoxの完全子会社となることによって、中長期的には、上記持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る当社の企業価値の向上につながるものと考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

前期「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、当社は、当社の経営者及び割当予定先から一定程度独立した者として、当社社外監査役である中安正氏（当社の社外監査役であり、東京証券取引所に対して一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役である独立役員として届けております。）に対し、本第三者割当増資に関する事項（募集の目的及び理由、調達する資金の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、今後の見通し）及びその他必要と思われる事項について詳細に説明した上で、上記社外監査役に対し、本第三者割当増資に関して、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が上記社外監査役から平成28年5月13日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりであります。

（本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する事項に係る意見の概要）

（ア）意見

本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められると思料する。

（イ）意見の理由

資金調達を行う必要性について

当社は、財務基盤の安定化及び将来の成長に向けた事業基盤の強化を通じた収益力の強化が必要であり、そのためにITシステムの導入を行う必要があり、また、Mipoxが有する海外販路網を利用した海外売上を増加させるための運転資金が必要であるが、一方で、当社に十分な手許資金がなく、また、金融機関からの新規での資金調達が困難であると認識しているところ、これらについては、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、当社には資金調達の必要性が認められると思料する。

手段の相当性について

) 他の資金調達手段との比較

当社は、他の資金調達手段との比較検討を行い、資金調達の目的の達成や収益力の強化という経営課題への対応という観点から合理的な資金調達手段として第三者割当増資を選択していることが認められ、これについては、不合理な点はないと評価できる。よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、資金調達手段として第三者割当増資を選択することには合理性が認められると思料する。

) 割当先の選定理由について

当社は、本第三者割当増資を通じてMipoxの子会社となることが、当社の財務基盤の安定化及び事業基盤の強化を可能にし、もって当社の企業価値の向上に資することが見込まれると認識しているが、これについて、不合理な点はないと評価できる。よって、当社が、当社の中長期的な企業価値の向上という観点から、本第三者割当増資の割当先をMipoxとする点についても、不合理な点はないと評価できる。また、当社は、()Mipoxが当社の株式を長期に保有する意向であること、()本第三者割当増資に係る払込みの确实性に問題が無いこと、()Mipox並びにその役員が特定団体等ではなく、また、特定団体等とは一切関係していないことを確認している。よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、Mipoxを第三者割当増資の割当先に選定することには合理性が認められると思料する。

) 小括

以上により、本第三者割当増資という手段には相当性が認められると思料する。

発行条件の相当性について

) 発行価額について

当社は、本第三者割当増資における発行価額である97円は、日証協指針に準拠していることを確認するとともに、当社が松村公認会計士事務所から取得した平成28年5月13日付け株式価値算定の結果等を踏まえて、「特に有利な金額」（会社法第199条第3項）には該当しないと認識しているが、これについては、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資における発行価額には相当性が認められると思料する。

) 希薄化について

当社は、本第三者割当増資により既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化が生じるものの、本第三者割当増資による資金調達・株式発行の規模は、その目的に照らして必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じてMipoxの子会社となることによって、中長期的には、持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る企業価値の向上につながると認識しており、これについては、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化の規模については合理性が認められると史料する。

) 小括

以上より、本第三者割当増資の発行条件には相当性が認められると史料する。

以上のとおり、当社は上記社外監査役からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られており、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、上記社外監査役からの意見を参考に十分に討議、検討された結果、本第三者割当増資は合理的であると判断いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

当社は、Mipoxより、株式併合等の予定の有無及び内容につき、以下の説明を受けております。

Mipoxは、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立及び本第三者割当増資の払込み完了後、以下の方法により、Mipoxが当社株式の全てを取得することを予定しているとのことです。

さらに、Mipoxは、本第三者割当増資非実施時においても、Mipoxが所有する当社の議決権の数の合計が当社の総株主の議決権の90%以上に至った場合には、後記「株式売渡請求」に記載された手続きを実行し、Mipoxが所有する当社の議決権の数の合計が、当社の総株主の議決権の90%以上に至らなかった場合には、後記「株式併合」に記載された手続きを実行するものとしますが、後記「株式併合」に記載された当社の臨時株主総会において株式併合に係る議案が否決された際には、当社をMipoxの完全子会社とする手続きは実行されないことになるとのことです。

株式売渡請求

本公開買付けの成立及び本第三者割当増資の払込み完了により、又は本第三者割当増資非実施時である場合において、Mipoxが所有する当社の議決権の数の合計が、当社の総株主の議決権の90%以上に至った場合には、Mipoxは、速やかに会社法第179条に基づき、当社の株主（当社及びMipoxを除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとのことです。本株式売渡請求においては、当社株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を当社の株主（当社及びMipoxを除きます。）に対して交付することを定めるとのことです。この場合、Mipoxは、その旨を当社に通知し、当社に対し本株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主の個別の承諾を要することなく、Mipoxは、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、当社株式（当社及びMipoxを除きます。）の全部を取得します。この場合、当社の株主がそれぞれ所有していた当社株式の対価として、Mipoxは、当該各株主に対し本公開買付価格と同額の金銭を交付するとのことです。なお、当社の取締役会は、Mipoxより本株式売渡請求がなされた場合には、かかる本株式売渡請求を承認する予定です。上記の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、当社の株主は、裁判所に対してその所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

株式併合

本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合において、又は本第三者割当増資非実施時である場合において、Mipoxが所有する当社の議決権の数の合計が、当社の総株主の議決権の90%以上に至らなかった場合には、Mipoxは、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）を付議議案に含む（本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更議案を含みますが、かかる議案に限られません。）臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を速やかに当社に要請するとのことです。なお、Mipoxは、本臨時株主総会において上記議案に賛成するとのことです。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認を得た本株式併合の割合に応じた数の当社の株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同様です。）に相当する当社の株式を当社又はMipoxに売

却することによって得られる金銭がその端数に応じて交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主の皆様（当社及びMipoxを除きます。）に当該売却の結果交付される金銭の額が、本公開買付価格に当社株主がそれぞれ所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、本株式併合の割合は、本有価証券届出書提出日現在において未定ですが、Mipoxが当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（当社及びMipoxを除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記の手に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数が1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は、当社に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記及びの各手続については、関係法令の改正、関係法令の当局の解釈等の状況、本公開買付け及び本第三者割当増資の払込み完了後のMipoxの株券等所有割合及びMipox以外の当社株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる場合があるとのことです。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった当社の各株主（当社及びMipoxを除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定であるとのことです。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第74期事業年度）及び四半期報告書（第75期第1四半期）（以下、「第74期有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、第74期有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、第74期有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第74期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成28年4月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成28年3月30日開催の当社第74回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに責任限定契約を締結できる役員が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設および変更するものであります。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第2号議案 取締役4名選任の件

金行和則、久保妥、宇田吉孝及び宇田耕を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役4名選任の件

青山富夫、宇田憲二、藤井英喜及び中安正を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成の割合（％）	
第1号議案 定款一部変更の件	7,211	44	0	(注) 1	可決	97.16
第2号議案 取締役4名選任の件						
金行 和則	7,200	55	0	(注) 2	可決	97.01
久保 妥	7,199	56	0		可決	97.00
宇田 吉孝	7,192	63	0		可決	96.90
宇田 耕	7,198	57	0		可決	96.98
第3号議案 監査役4名選任の件						
青山 富夫	7,187	66	0	(注) 2	可決	96.83
宇田 憲二	7,193	60	0		可決	96.91
藤井 英喜	7,192	61	0		可決	96.90
中安 正	7,191	62	0		可決	96.89

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算していません。

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第74期)	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	平成28年3月30日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第75期第1四半期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日	平成28年5月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月30日

日本研紙株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柏木	忠
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮内	威
--------------------	-------	----	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本研紙株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本研紙株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本研紙株式会社の平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本研紙株式会社が平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月30日

日本研紙株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮内 威
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本研紙株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本研紙株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 5月13日

日本研紙株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 承煥 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮内 威 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本研紙株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本研紙株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月13日開催の取締役会において、Mipox株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月13日開催の取締役会において、本公開買付けの成立等を条件として、Mipox株式会社に対し第三者割当の方法により新株式を発行することを決議した。
当該事項は、当監査法人の結論の表明に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。